

## 和光都市計画土地区画整理事業の変更 (和光市決定)

告示年月日  
令和5年10月6日

都市計画和光北インター東部地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	和光北インター東部地区土地区画整理事業				
面 積	約 38.1ha				
公共施設の配置	道 路	種別	名 称	幅員	延長
		幹線道路	3・2・13 志木和光線	36m	約 1,100m
	公 園	幹線道路	3・4・4 諏訪越四ツ木線	16m	約 273m
		幹線道路として志木和光線及び、諏訪越四ツ木線を位置付け、これらの道路を基幹として、土地利用計画と整合を図りつつ区画道路（幅員 4.5m～15m）を適宜配置する。			
	その他の公共施設	土地利用や誘致距離を考慮し、区域面積の 3 %以上、かつ、計画人口 1 人当たり 3 m <sup>2</sup> 以上の公園を配置する。			
宅地の整備		区域内の南側は、隣接地の用途地域との連続性を確保し、既存の住環境を保護するため、住居系の土地利用とする。 志木和光線と諏訪越四ツ木線の沿道の大街区は、交通アクセスの優位性を活かした流通・業務・工業施設などを主体とし、就業者の就業環境向上のため、一定の商業施設を許容する土地利用とする。 また、適切に農業が継続できるよう、生産緑地地区の指定位置も考慮に入れて計画する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

### 理由

当地区は、市北部に位置し、東京外環自動車道和光北インターインター（和光北インター）に近接し、志木和光線（国道254号和光バイパス）が都市計画決定されており、都市計画マスターplanでは「広域的な交通条件を生かし、隣接する住宅地や自然と調和する新産業・物流業務の立地用地として活用を図ります。」と位置付けられている。

市街化区域編入に併せ、防災・減災の視点に配慮しながら道路や公園などの公共施設を整備改善するとともに、土地利用の混在を解消して、環境にやさしい住環境や自然と調和する新産業・物流業務を集積した産業拠点を形成するため、土地区画整理事業区域約 38.1ha を都市計画決定するものである。

### 都市計画として定める区域

和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部